

【共通問題 第1問】

某市で私立の中高一貫校を設立し運営する学校法人Aは、新たに、附属の小学校を設立して運営することとなり、同市内に小学校用の校舎を建設することにした。

小学校のコンセプトを検討した結果、学校法人Aでは、応募する生徒が増えるよう、スタイリッシュな校舎づくりが必須と考え、これを実現させるべく、「あわせ硝子」を壁面などにもふんだんに使った校舎の建設を行うこととし、同内容が記された仕様書を付して校舎の建設工事の入札を行うこととした。

建設業者B社は、同社の100%子会社であるC社がガラスの設計・製造を行っていること、C社が製品ラインアップのうち「あわせ硝子」を得意としていることなどをアピールする書類を提出して、当該入札に参加した。B社は当該校舎の建設工事を落札し、その後、学校法人AとB社は、当該入札に付された図書を附属文書とする契約書類に署名した。

ところが、B社が校舎全体の設計を進めた結果、以下のことが明らかになった。

- ◆学校法人Aから要求される仕様（強度）を満足するには、5枚のガラスを合わせる必要があること
- ◆しかも、ガラス1枚あたりの強度は現存する製品の強度では不足しており、C社において新たな製品開発を要すること
- ◆しかし、C社では小さな窓用に5枚のあわせ硝子を量産したことはあるものの、学校法人Aが要請するほどの大きさのあわせ硝子を設計・製造したことはないこと
- ◆そして、C社においてどの程度の時間・コストをかければ、学校法人Aが求めるガラスを開発できるのか未知数の部分も多いこと
- ◆とはいえ、一定程度の時間・コストをかければ、学校法人Aが求めるガラスは開発できる可能性もなくはないこと

これらの事実は、時間をかけて本件仕様書をC社内で検討・検証すればわかった事実ではあったが、B社ではC社製のガラスを採用するかどうかの検討等に時間を要してしまい、当該入札前には、C社において本件仕様書の内容を検討・検証する時間を十分にとることができなかった。

設計作業を遂行する過程で、以上の事情を把握したため、B社は学校法人Aに対し、校舎の壁面をガラスではなくコンクリートとすることを提案したが、学校法人Aは、それでは、元々予定していた校舎のスタイリッシュさを実現できないとして拒否している。

(問題)

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。

設問(1)

B社は、学校法人Aが当該入札に付した仕様を満足させる義務を負うか、民法が予定する典型契約を指摘しつつ、説明しなさい。

設問(2)

B社が学校法人Aの仕様通りに校舎を建設できない場合、どのような事態が生じ得るか、以下の①、②に分けて答えなさい。

- ① 学校法人AがB社に対し、ア) 履行請求をする場合、イ) 損害賠償を請求する場合のそれぞれについて、B社が学校法人Aに対して行う反論の成否について、民法の条文

※営利目的での利用は禁止します

を指摘しながら、簡潔に説明しなさい。

- ② B社は学校法人Aとの間で仕様変更の交渉なども行ってきたが、なかなか折り合いがつかない。B社は、本契約の義務から解放されることも一つの選択肢とせざるを得ないとも考え始めている。このような考えは、具体的にはどのような法的構成で実現されるか、簡潔に説明しなさい。

また、仮にB社が本契約の義務から解放されない場合にはどのような事態が生じ得るのかを説明した上で、その点を考慮に入れて、上記法的構成を実現するために、B社は、学校法人Aに対してどのような提案を行うべきか、その内容について、合理的に考えられるものを説明しなさい。

### 設問（3）

#### <追加の事情>

その後、C社では学校法人Aから要求される強度のガラスの開発に成功し、B社は、本件仕様書通りの校舎を建設して学校法人Aに納入した。しかし、学校法人Aが校舎の使用を始めて3か月が経過したころ、あわせ硝子が剥離して気泡が発生し、剥離した箇所は本来5枚のガラスが合わされているべきところが2枚のガラスしか合わされていないことが判明した。これは、本件仕様書で予定していた強度が不足し、少しの振動で建物が損壊する可能性があることを意味していた。

上記の追加の事情のもと、学校法人Aは、B社に対し、どのような請求を行うことができるか、民法の条文を指摘しながら説明しなさい。

【共通問題 第2問】

X株式会社（取締役会設置会社。以下、「X社」という）は、総合IT企業（資本金10億円。前年度の営業収益15億円。営業利益2億円。総資産30億円）であり、P県においては、同県で実績のあるA株式会社（以下、「A社」という）と業務提携を行い、事業展開を進めていた。

そのような中、A社は、B銀行（以下、「B行」という）からの3億円の融資（以下、「本件融資」という）の返済期限が迫っており、B行に3年間の期限延期を求めている。B行は、本件融資にあたってA社の所有権登記済みの本社社屋へ第一順位の抵当権の設定及びその登記を受けていたが、同社屋の評価額が低下していた。このため、B行は、期限を延期するには追加で保証人が必要であることをA社に伝えた。

これを受けて、A社は、X社に対して保証人となることを要請した。X社では将来的にA社をグループ会社化することも視野に、この要請を受けるかどうかの法的検討が進められた。X社法務部のT課長は、本件融資の期限延期にあたって、X社とB行との間で保証契約（以下、「本件保証契約」という）を書面で締結した場合を想定した具体的な検討を行った。

（問題）

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。

設問（1）

X社が本件保証契約の締結を社内において決定する場合、会社法上の手続として、留意しておくべき点を指摘し、説明しなさい。

設問（2）

X社は、本件保証契約を締結した上で、本件融資の延期された期限到来後にB行から保証債務の履行を求められた場合、「まずA社に請求せよ。支払いがなければ、抵当権を実行せよ」と抗弁することができるか、民法及び商法の規定に基づき説明しなさい。なお、本件保証契約には特段の約定はないものとする。

設問（3）

X社は、本件保証契約を締結した上で、本件融資の延期された期限到来後にB行から保証債務の履行を求められ、これに応じて3億円及び利息など本件融資の債務全額を弁済した。なお、本件保証契約締結前に、A社の本社社屋にはC信用金庫（以下、「C庫」という）を抵当権者とし、3000万円の貸付金を被担保債権とする第二順位の抵当権が設定されその旨の登記がなされていた。

この場合において、弁済をしたX社は、いかなる権利を取得することになるか。C庫が有する抵当権との関係も含め、説明しなさい。

※営利目的での利用は禁止します

設問（４）

X社は本件保証契約を締結し、本件融資の期限が延期された。その後、A社ではX社との提携も進み、本件融資の弁済が完了した。両社の提携を進めるため、T課長は、A社の総務担当部長として出向することとなり、2024年7月1日に着任したが、すぐに以下の事態に直面することとなった。

A社は、継続的取引関係にあるIT物品販売を営むD社に対し、支払期限を同年8月末とする450万円の代金債務（既に物品はA社に納入済み）を負っていた。D社が有するこの代金債権（以下、「本件代金債権」という）について、A社とD社との間に譲渡を禁止する旨の特約があったが、同年7月9日、A社は、D社から「本件代金債権をE社に譲渡した」旨の通知を受けた。そして、同年7月10日、E社からA社に対し、期限までに本件代金債権をE社に支払うよう請求があった。

Tが、A社とD社との間の他の取引関係を確認したところ、A社がD社から4月に受注契約した定型的なIT請負業務（完成期限7月末、報酬500万円）について、予定の7月末には引渡しが確実な状態になっており、そのことはD社も了知していたことがわかった。

また、A社とE社との間にはこれまでに取引はなく、E社は、債権譲渡を禁止する特約については善意・無重過失を主張している。

以上の事態の下で、A社としては、E社からの支払請求に対して、いかなる主張をすることができるか、D社からE社への債権譲渡のA社に対する効力も含め、説明しなさい。なお、E社は、客観的にも債権譲渡を禁止する特約について、債権譲渡時に善意・無重過失であったものとする。